

# 川口市議会海外視察実施要綱

(平成13年4月1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は国際化の進展が著しい今日、議員の海外に対する認識、知識を高めると共に、海外視察によって得られた知識、情報等を市政に反映させる一環として行う議員の海外視察について必要な事項を定めるものとする。

(視察の目的)

第2条 議員の海外視察は、次に掲げる目的のために実施するものとする。

- (1) 市の重要課題の解決策等の調査研究
- (2) 将来にわたる市のまちづくりの参考となる先進事例の調査研究
- (3) 国際化の対応及び国際交流の促進のための調査研究
- (4) その他本市にとって必要な海外の実態の調査研究

(視察)

第3条 この要綱において「海外視察」とは、前条に定める視察の目的のために実施する海外視察で次に掲げるものをいう。

- (1) 全国議長会等が主催して行うもの。
  - (2) 本市の議員で視察団を編成して行うもので、その内容及び期間について各会派代表者会議が承認したもの。
- 2 海外視察の参加については2期以上の議員とする。
- 3 議員の1任期中での海外視察の回数は、1人1回とする。

(視察の協議)

第4条 前条第1項第2号で実施する海外視察については、次に掲げる事項を各会派代表者会議で協議するものとする。

この場合においては、海外視察の期間及び経費が、必要最小限のものとなるよう考慮しなければならない。

- (1) 海外視察の具体的な項目及び目的
- (2) 視察都市
- (3) 視察の日程及び経路
- (4) 視察議員
- (5) 海外視察に要する費用
- (6) その他海外視察の実施に必要な事項

(視察団)

第5条 前条の規定により決定した視察議員は、視察団を結成し、互選により団長及び副団長を選任するものとする。

2 視察団の団長は、当該海外視察を合理的かつ有意義に実施するため、視察議員に役割を分担させることができる。

3 視察団は、当該海外視察の趣旨及び目的を十分認識し、全力を尽くしてその任務を遂行しなければならない。

(報告)

第6条 海外視察を実施した議員若しくは視察団は、海外視察終了後速やかに、当該海外視察の成果をまとめた海外視察報告書を議長に提出するとともに、議場での報告を行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱の実施について必要な事項は、議長が各会派代表者会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。